

ハイライト:

- ・源泉所得税の改正事項について解説します。
- ・義援金を支出した場合の税務上の取扱いFAQをご紹介します。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

| | |
|-----------------------------|---|
| ご挨拶 | 1 |
| 源泉所得税の改正事項 | 1 |
| 個人の方が義援金を支出した場合の税務上の取扱いについて | 2 |

梅雨の晴れ間が恋しい時期となりました。熊本地震から2ヶ月が経とうとしています。被災された方々に謹んで哀悼の意を表し、お見舞い申し上げます。

第66号では、源泉所得税の改正、義援金について取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。なお、HPのお役立ち情報で会計・税務の情報を更新していますので、是非ご覧下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香



源泉所得税の改正事項

平成28年度の税制改正のうち、源泉所得税関係の改正事項についてご紹介いたします。

1. 平成28年1月1日以後に支払われるべき通勤手当の非課税限度額が、月額10万円から月額15万円に引き上げられました。変更になった区分は下記の図の通りです。

| 区 分 | 課税されない金額 | |
|--|--|--|
| | 改正後 | 改正前 |
| 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当 | 1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円) | 1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000円) |
| 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券 | 1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円) | 1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000円) |
| 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券 | 1か月当たりの合理的な運賃等の額と自動車等の交通用具を使用している人に支給する通勤手当の合計額 (最高限度 150,000円) | 1か月当たりの合理的な運賃等の額と自動車等の交通用具を使用している人に支給する通勤手当の合計額 (最高限度 100,000円) |

< 出典: 国税庁 >

～ 課税済みの通勤手当の精算 ～

すでに支払い済みの通勤手当については、改正前の非課税限度額を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われていますが、今すぐに調整する必要はなく、本年の年末調整の際に精算すればよいことになっています。

注1)すでに支払い済みの通勤手当が改正前の非課税限度額以下である方については、この精算手続きは不要です。

注2)年の中途に退職した方など本年の年末調整の際に精算する機会のない方については、確定申告により精算することになります。

2. 所得税法で規定している非課税とされる学資金の改正

「学資に充てるため給付される金品」を学資金といい、給与所得者が使用者から通常の給与に加算して受けるものであって、法人の役員、従業員の配偶者、親族などに給付する学資金以外は、非課税とされました。従って、例えば、従業員に大学院の授業料を通常の給与に加算して支給した場合には、非課税となります。

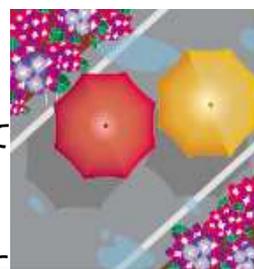
法人又は個人事業主から従業員に対して学資金を給付し、返済を免除した場合に生ずる債務免除益は非課税とされました。

企業が卒業後の勤務を条件として、学生に奨学金を貸与し、一定期間の勤務後その学資金の返済を免除した場合等に適用されます。

上記の改正は、平成28年4月1日以後に受けるべき学資金又は同日以後に生ずる債務免除益について適用されます。

個人の方が義援金を支出した場合の税務上の取扱いについて

義援金を支払った場合の税務上の取扱いFAQが、平成28年4月に国税庁HPにおいて掲載されました。その中から、何点かご紹介します。



【Q】日本赤十字社の「平成28年熊本地震災害義援金」口座に対して義援金を支払った場合、税務上の取扱いはどのようになりますか。

【A】義援金は、「特定寄附金」に該当し、寄附金控除(所得控除)の対象となります。「(その年中に支出した特定寄附金の額の合計額) - 2千円」を寄附金控除として所得から控除できます。

【Q】被災地域の救援活動や被災者への救護活動を行っているNPO法人に対して義援金を支払った場合、税務上の取扱いはどのようになりますか。

【A】認定NPO法人等に対する寄附金として支払った義援金は、寄附金控除(所得控除)又は寄附金特別控除(税額控除)の選択適用となります。所得控除の計算式は、上記と同じです。

寄附金控除の計算式(税額控除)

$$\left(\begin{array}{l} \text{その年中に支出した認定NPO法人} \\ \text{等に対する寄附金の額の合計額} \end{array} - 2 \text{千円} \right) \times 40\% = \begin{array}{l} \text{認定NPO法人等} \\ \text{寄附金特別控除} \end{array}$$

以上の寄附金控除、ないし税額控除の適用を受けるためには、確定申告が必要です。

確定申告をする際に、寄附したことを証する書類として必要なもの例は、次の通りです。

- ・災害対策本部が発行する受領証
- ・募金団体の預かり証
- ・郵便振替で支払った場合の半券(受領証)
- ・銀行振込みで支払った場合の振込票の控え
- ・募金要綱、募金団体のHPの写し等、義援金を振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることが分かる資料

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15 ウィン青山1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

ホームページもご覧下さい
[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。